

議案第 1 1 4 号

勝山市水道水源保護条例の一部改正について

勝山市水道水源保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 1 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

今後、雪対策への地下水使用の増加が予想されることから、水道水源の保全に向けて、消雪への地下水使用水量等の状況を把握するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市水道水源保護条例の一部を改正する条例

勝山市水道水源保護条例(平成19年勝山市条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 揚水施設</p> <p>さく井し、動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口が規則で定める断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。)以上のもの</p> <p>(地下水採取の届出)</p> <p>第12条 水源保護地域内において、新規に揚水施設を設置し地下水を採取しようとする者_____は、工事着手前に規則で定めるところにより_____、次の事項を市長に届け出なければならない。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 揚水施設</p> <p>さく井し、動力を用いて地下水を採取するための揚水機をいう。</p> <p>(地下水採取の届出)</p> <p>第12条 水源保護地域内において、新規に揚水施設を設置し地下水を採取しようとする者又は揚水施設により採取した地下水を新たに消雪に使用しようとする者は、_____規則で定めるところにより工事着手前に、次の事項を市長に届け出なければならない</p>

(1)～(4) (略)

(変更等の届出)

第13条 (略)

2 前条の地下水採取者が揚水施設の廃止をしたとき_____は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

い。

(1)～(4) (略)

(変更等の届出)

第13条 (略)

2 前条の地下水採取者が揚水施設の廃止をしたとき**又は消雪が地下水の使用目的若しくは用途でなくなったとき**は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 現に揚水施設（施工中のものを含む。）により採取した地下水を消雪に使用している者は、施行日から起算して90日以内に第12条に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の届出をしない者があるときは、その氏名等を公表することができる。